

勝家定賀州。獻叛人若林氏・息二人・宇津呂氏・息・岸田氏・息・鈴木氏・息四人・窪田氏・坪坂氏・長山氏・荒川氏・徳田氏・三林氏・黒瀬氏等首于安土。公大悦。令身於松原町西。と載せたり。明智軍記には、天正五年四月廿六日、越前柴田勝家より毛受庄助吉親と云ふ者を使者として、安土へ申上げり。加州一揆の儀、何とぞ納得仕候様に、種々手を盡し策致し候へども、國中却つて相募り承引無之に付、去年の春より柴田三左衛門・佐久間支蕃并に佐々内藏助・金森五郎八・前田又左衛門、其の外安井左近・拜郷五郎左衛門・徳山五兵衛を先として、彼の國へ出馬致し、檜屋・安宅・那谷・小松寺・松任・倉橋・笹谷・劔・鞍・嶽・松根・鳥越・龜山・小原以下敵の要害を攻崩し、能美・石川・河北郡を相鎮め候へども、石川郡尾山城に徒黨等楯籠り、猶怨をなし候間、度々發向せしめ相戰候處に、今度佐久間支蕃計略を廻し、粉骨を盡し、去る二十二日尾山城を攻落し、強敵悉く討捕候に付、其中坪坂伯耆・同新五郎・赤塚甚右衛門・鏑木右衛門・松永丹波・金剛寺三郎右衛門・黒坂藤右衛門以下、大將分の首十九指上候由、青山與三方まで申越、軍の次第委細に使者言上

致しければ、信長公御祝着不斜、頸をば安土の松原にぞ梟せられける。扱毛受庄助を御前へ召出され、様々御懇意の上にて、桐引兩の御紋の羽織を被下けり。斯くて柴田への御返事御口上、直に被仰聞ける中に、加賀國は佐久間支蕃に可宛行乎、其段は勝家心に可任也とぞ宜ひける云々。と記載す。按ずるに、其の趣旨は實にさる事なるべけれど、天正五年四月二十二日に尾山落城と載せたるは誤也。太田和泉守牛一が筆記せし原本信長記は、太田和泉守日記とも稱し、慶長十八年。額齡已縮餘八旬。不願愚案。任。心之所。浮染禿筆。と奥書もありて、實に其の時代の筆記なるに、尾山落城は、天正八年庚辰閏三月勝家賀州へ亂入、四月加賀國に在陣。加賀表無御心許被思食、木下助左衛門・魚住準人兩使を以、國之様子可申上之旨被仰遣處に、能登・加賀一扁に申付候趣、御使者衆罷歸言上之處、御祝着被成。とありて、霜月の十七日柴田修理亮より、賀州一揆大將の頭十九安土へ進上、右頭の注文に坪坂新五郎・三林善四郎の名を載せたり。されば尾山城を攻めたるは、天正八年庚辰閏三月よりの事にて、落城は十一月ならんか。金澤石浦

神社に傳來せる慶長十一年八月廿三日石浦郷七ヶ村連署訴狀に、はせの御觀音様はむかしより此七村のまほりほどけと、そのかくれ無御座候處、かのえたつの年三月九日に、國中一亂引申。其時御觀音様山中へのけ申候へば、てき御堂を焼はらひ申候云々。と載せたるかのえたつの年は天正八年にて、三月は閏三月の書損ならん。是即ち柴田勝家が軍勢、尾山城を攻めたる時の事にて、其の頃石浦の本地觀音堂も兵火に罹りたるもの也。おもふに、尾坂口の合戦にて、三林善四郎の麾下に屬せし堀九兵衛等が戦功を顯し、城代下間壽實及び三林善四郎より賞美として腰物・料足を受けたるも、其の頃ならんか。石浦の村跡は、今云ふ石浦町の地にて、石浦山王及び本地觀音堂の舊地は、長町三番町の入口、舊藩士淺加氏の第地にて、今も尙其の遺跡とて雜木生ひ繁り存在す。金澤事蹟必録に、石浦町・長町へかけて、昔の石浦村の地内なりといへり。又加府事蹟實錄に、佐久間時代は、西町口大手なり。其昔一揆當城を襲ひ防戦す。今の堤町書肆三箇屋邊古戰場なり。因りて今山科屋の屋敷折々陰火起ると云ふとの古傳説も、そのかみ佐久間が、尾

山城を攻めたる時の事を過聞せしものならんか。又箕浦高良筆記に、金澤城に柴田修理の甥佐久間支蕃を置き、加州の一揆頭悉く討殺す。其頃一揆蜂起し、六道林の堤・櫻畠の下川原にて大勢殺す。靈魂或は高尾の坊主火と成り、或は川原にておがう・兵藏・久藏と呼ぶ聲夥しとあり。今おもふに彼の久藏といふ名は、若しくは前顯の堀九兵衛が取飼ひ、頸を取らせたる三林善四郎が弟三林久藏の靈魂にやあらん。

○尾坂牢屋跡
國初の頃は、城郭内に牢屋を建て置けるは、是亂世の頃擒共を入れ置く爲めなりといへり。されば其の遺風にて尾坂門内に牢屋を建て置き、罪人共を入れられしが、後には公事場の圍内へ移されしと聞ゆ。尾坂門内新丸の牢屋は、何れの地にありたるか、其の遺跡は詳かならずといへ共、慶長・寛永頃の定書に如左見わたり。慶長廿年四月金澤町諸役定書に、
一、お坂籠屋番之事、如前々可仕事。
一、同賄之儀、如前々可仕事。